

呉市教育長交際費の支出及び公表に関する基準

教育総務課

(趣旨)

第1条 この基準は、教育長又はこれに準じる者が、教育行政の円滑な執行を図るために教育委員会を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正な執行について必要な事項を定める。

(支出の相手方)

第2条 交際費は、次に掲げる個人又は団体に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

- (1) 呉市教育委員会の事務事業に直接関係のあるもの
- (2) 呉市の教育行政の伸展に顕著な功績があったもの
- (3) 災害又は事故等にあったもの
- (4) その他教育長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもの以外の事案が発生した場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

(公表)

第4条 交際費の公表については、呉市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(改正)

第5条 この基準は、適正な予算執行のため社会経済情勢の変化に配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から実施し、同日以降において支出する教育長交際費について適用する。

別表（第3条関係）

支出目的	対象者等	金額
祝 金	総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金 (懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ支出)	5千円(会費等が明記されている場合はその金額)
見舞金	病気や災害に係るお見舞で、教育長が特に必要と認めるもの(他都市への災害等の見舞を除く。)	1万円以内
香 典	元教育長及び教育委員(元職を含む。)	1万円
	その他教育長が特に必要と認める者	1万円以内
会 費	会費を必要とする会合等への参加に要する経費	会費相当額

懇談会費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
その他	市政運営上必要な交際に要する経費として、教育長が認めるもの	社会通念上妥当と認められる額